

高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ

～ 卒業後も、必要な支援を受けながら自立し社会参加していくために ～

進路先における生活を安心して始めるために

県教育委員会では、児童生徒が持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人に応じた指導・支援の充実に取り組んでいます。

また、進路先における生活を安心して始めることができるよう、各学校で行ってきた指導・支援の情報を進路先に引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことを推進しています。



「個別の教育支援計画」の作成・活用

各学校においては、教育的支援の必要性が高い児童生徒に対し、一人一人の希望や実態を踏まえた指導・支援及び一貫した支援を行っていくために、「個別の教育支援計画」を作成・活用しています。

高等学校から進路先への引継ぎ

高校卒業後の進学先や就職先においては、自分で判断して行動する機会が増えたり、幅広い年齢層の人と接する機会が増えたりするなど、環境が大きく変化します。

そこで、高校においては、それまで積み重ねてきた指導・支援の内容や進路先で希望する支援について「引継書」に集約し、進路先に引き継ぐこととしています。

高校生活を通して身に付けておきたい力

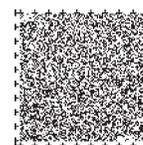
進学先や就職先などの進路先においては、法律*に基づき「合理的配慮」の提供が行われています。「合理的配慮」の提供を受けるためには、本人の希望を伝えること【意思の表明】と、支援の内容について建設的に話し合っていくこと【建設的対話】が求められます。

そこで、高校においては、日頃の指導・支援において、次のような力の育成に努めています。

- 1 **自己理解**
自分の得意なことや不得意なことを客観的に捉える力
- 2 **自己選択**
不得意なことにも対処するために、必要な支援を選択する力
- 3 **自己表現**
必要な支援について周囲に伝え、話し合っていく力



*障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正により、国公立の学校や事業主等に対して合理的配慮の提供が義務付けられています。



進路先において必要な支援を受けるために

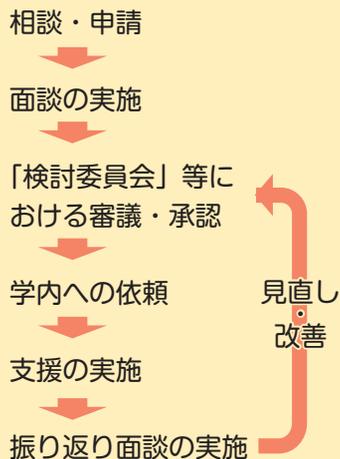
進学（大学・専門学校等）の場合

進学先を選択する際には、ホームページの閲覧やオープンキャンパスへの参加等により情報収集を行い、支援の流れや具体的な支援内容等について、確認することが大切です。

情報収集の例

- ▶ ホームページの閲覧
 - ・支援体制や支援の状況等について知ることができます
- ▶ オープンキャンパスへの参加
 - ・模擬授業への参加により、進学先での学び方の一端に触れることができます
 - ・入学後の具体的な支援について相談することができます

支援の流れの例



支援内容の例（発達障害）

- ▶ 入学試験時
 - ・試験時間の延長
 - ・別室での受験 等
- ▶ 入学後
 - [学習支援]
履修登録支援・座席配慮等
 - [学生生活支援]
居場所提供・生活スキル指導等
 - [就職支援]
履歴書作成支援等
 - [災害時の支援]
利用可能な避難所の紹介等

就職の場合

就職先を選択する際には、就労支援機関への相談や職場体験の実施等により情報収集を行い、自分に合った働き方や具体的な支援内容等について、確認することが大切です。

情報収集の例

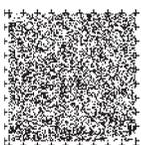
- ▶ 就労支援機関への相談
 - [ハローワーク]
求職登録、職業相談等
 - [栃木障害者職業センター]
職業相談・職業評価等
 - [障害者就業・生活支援センター]
就職準備、就職活動支援等
- ▶ 職場体験の実施
 - ・仕事や職場の雰囲気を体験できます
 - ・自分に合った就職先や必要な支援について相談することができます

働き方

- ▶ 一般就労
 - ・通常雇用
 - ・障害者雇用
 - ▶ 福祉的就労
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援A型（雇用型）
 - ・就労継続支援B型（非雇用型）
- ※通常雇用以外は障害者手帳が必要

支援内容の例（発達障害）

- ▶ 採用試験時
 - ・面接時の就労支援機関職員等の同席
 - ・試験時間の延長 等
- ▶ 採用後
 - ・業務指示や相談に関する担当者の配置
 - ・業務指示やスケジュールの明確化
 - ・感覚過敏緩和のためのサングラス着用や耳栓使用の許可 等



栃木県教育委員会事務局特別支援教育室

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20

TEL 028-623-3381

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05>

<発行：令和2(2020)年3月>

